

尼 障 第 5 1 9 0 号 の 2
尼 保 疾 第 5 9 9 0 号 の 2
平 成 2 9 年 8 月 3 1 日

移動支援事業指定事業者 様

尼崎市健康福祉局
障 害 福 祉 課 長
障害福祉政策担当課長
障害者自立支援事業第1担当課長
障害者自立支援事業第2担当課長
疾 病 対 策 課 長

尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）の運用と
移動支援の区分（報酬単価）の変更について（通知）

立秋の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、平素は本市の障害者施策に格別のご配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきましては、昨年12月22日に開催しました「事業者説明会」やその案内資料においてお知らせしたとおり、「尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」と新たな「移動支援の区分*（報酬単価）」について、平成29年10月1日から運用を開始しますので、お知らせ致します。

なお、ガイドラインや移動支援サービスの運用変更、請求方法の変更についての詳しい内容につきましては、同封の資料にてご確認下さい。

今回の運用変更にご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

同封している資料

- ・資料1 : 尼崎市移動支援事業支給決定基準
- ・資料2 : 説明資料（移動支援サービスの運用変更について）
- ・資料3 : 説明資料（移動支援サービスの請求方法の変更について）
- ・参考資料1 : お知らせ（受給者証の書き換えについて）
- ・参考資料2 : 移動支援事業提供実績記録票（新様式）
- ・参考資料3 : 移動支援サービスコード（新様式）

参考資料1については、新たな移動支援の区分が「重度移動支援区分」となる方（平成29年10月1日付の支給決定更新者を除く）に送付しています。

* 移動支援の区分は、これまで「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の2区分でしたが、平成29年10月からは、新たに「重度移動支援区分」、「障害支援高区分」、「障害支援低区分」の3区分に変更します。